

農林水産省補助事業

台湾 日本¹の牛肉およびその製品の 輸入規定（仮訳）

2017年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、台湾の衛生福利部が 2017 年 7 月 17 日に公表した公告「オランダ、スウェーデン、日本の牛肉およびその製品の輸入条件」に添付されている「日本の牛肉およびその製品の輸入規定」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。
<http://www.mohw.gov.tw/cp-16-36817-1.html>

【免責条項】本仮訳で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本仮訳で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

日本の牛肉およびその製品の輸入規定

一. 日本の牛肉およびその製品を我が国へ輸入するためには、下記の条件に適合しなければならない。

(一) 日本で生まれ、飼育された牛に由来するもの、または我が国が牛肉およびその製品の輸入を許可している国で生まれ、かつ日本の現地で少なくとも百日以上飼育された牛に由来するものでなければならない。

(二) 30ヶ月齢未満の牛 (*Bos Taurus* および *Bos indicus*) に由来するものでなければならない。

(三) 日本厚生労働省が許可を登録したもの、定期的な監視および検証計画を維持しているもの、かつ我が国が今後の参考にするための食肉工場を経たものに由来しなければならない。前記工場または施設のリストが変更された場合には、日本厚生労働省は、公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所またはその他の日本を代表する機関を通して、工場または施設の製品が輸出される前に我が国に当該情報を提供する。

(四) 獣医師の監督・管理の下、と畜前およびと畜後の検査を経て、日本の法規に適合しなければならない。また獣医師は以下の事項を確認しなければならない。

1. 牛の年齢、出生地および飼育地等の情報
2. 牛のと畜過程において、高圧ガスまたはガスを注入して衝撃を与え失神させる方法 (Stunning Process)、また脳髄穿刺により麻痺させる方法 (Pithing Process) を使用してはならない。
3. 牛のと畜過程において、特定危険部位 (SRM)、機械的回収肉 (MRM)、機械的除去肉 (MSM)、牛の頭蓋骨、先進的食肉回収システム (AMR) によって脊柱から得られた肉および30ヶ月齢以上の牛の組織またはその他の部位を混ぜ合わせることは禁止する。

(五) 我が国の食品放射線安全管理に関連する規定

二. 特定危険部位 (SRM) とは下記の物質を指す：

(一) 全ての年齢の牛の回腸末端および扁桃腺。

(二) 30ヶ月齢以上の牛の脳、頭蓋骨、目、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾骨、胸椎の横突起、腰椎の横突起および仙骨翼は含まず）および後根神経節。

(三) 日本の法規で規定された牛の部位。

三. 輸入時には、日本の公式な主管機関により発行された証明書類（下記の情報が明記されたもの）を添付しなければならない。

(一) 牛の出生国および牛が飼育された国

(二) 製品名（品種を含む）、各最終加工工場での包装の数および重量（NW）。

(三) と畜場、食肉工場または貯蔵施設の名称、住所および工場番号。

(四) と畜日および/または加工日（日/月/年-日/月/年）。

(五) 荷送人および荷受人の氏名および住所。

(六) 輸出証明書が発給された日付、地域、機関および獣医系技官の氏名と署名。

(七) コンテナ番号およびシール番号。

(八) 「the beef is derived from cattle that were less than 30months of age」（本牛肉は30ヶ月齢未満の牛に由来するものである）と明記する。

(九) 「the beef is derived from cattle that were slaughtered in establishments certified by the MHLW as eligible to export beef to Taiwan and that passed ante-mortem and post-mortem inspection under the supervision of a MHLW veterinarian」（本牛肉は台湾へ牛肉を輸出する資格があるとして日本厚生労働省から認められた食肉工場から来たものであり、また日本厚生労働省の獣医系技官の監督下、と畜前とと畜後の検査を経て生産されたものである）と明記する。

四. 日本で新たな牛海綿状脳症（BSE）の事例が発生した時、日本厚生労働省は我が国の駐日本代表処または公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所を通して、直ちに我が国の行政院農業委員会動植物防疫検疫局および衛生福利部食品薬物管理署へ通知し、また新たな事例の調査結果を提供し、食品安全管理措置の情報の監視を強化しなければならない。新たな事例が原因で国際獣疫事務局における日本のBSEリスクステータスの

低下等が起こった場合、日本が新たな事例の調査結果を提供する前に、我が国は日本の牛肉およびその製品の輸入検査申請を停止し、かつ実地調査を行わなければならない。

五. 我が国は関連法規に基づき下記の輸入制限のために必要な措置を取らなければならない：

- (一) 日本の台湾輸出工場または施設で深刻な食品安全の規則違反が発生した場合、または日本厚生労働省あるいはその他の機関の検査を経て深刻な食品安全の規則違反が発生した場合、日本厚生労働省あるいはその他の日本を代表する機関は直ちに我が国へ通達しなければならず、日本厚生労働省はまた当該工場または施設の製品の台湾への輸出を直ちに管理しなければならず、日本が直ちに通達をしないかまたは当該工場あるいは施設の製品の台湾への輸出を直ちに管理しない場合、当該工場が既に適切な是正および予防の措置を取ったことを日本厚生労働省が認定し、我が国にその情報を提供するまで、我が国は当該工場または施設の牛肉およびその製品の輸入検査申請の受理を停止しなければならない。
- (二) 我が国は日本へ赴き台湾輸出工場または施設について規定通りの実地調査を行わなければならない、実地調査の結果深刻な規則違反を発見した場合、日本厚生労働省が我が国からの告知を受け、また当該工場が既に適切な是正および予防の措置を取ったことを日本厚生労働省が認定し、我が国にその情報を提供するまで、我が国は当該工場または施設の牛肉およびその製品の輸入検査申請の受理を停止しなければならない。
- (三) 国境輸入検査スタッフは検査を取り扱い、輸入検査申請の対象製品が規定に適合しているかを確認するため、輸入業者には是正文書および補充文書の提出を要求しなければならない。

台湾 日本の牛肉およびその製品の輸入条件

2017年7月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載